

# 法令および定款に基づく インターネット開示事項

## 連結注記表 個別注記表

(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

## 株式会社 椿本チエイン

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

# 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 …………… 60社

主要な連結子会社の名称 …………… ㈱ツバキE &M  
U. S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.  
TSUBAKIMOTO EUROPE B. V.

このうち、Tsubakimoto Automotive Mexico S. A. de C. V. については重要性が増加したため、TSUBAKIMOTO VIETNAM CO., LTD.、TSUBAKI IBERICA POWER TRANSMISSION, S. L. およびTSUBAKIMOTO PHILIPPINES CORPORATIONについては新たに設立したため、DIA-SAW MANUFACTURING LTD. については当社連結子会社であるTSUBAKI OF CANADA LIMITEDが買収したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結子会社であったPress Room Techniques Co. LLCは解散したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称 …………… TSUBAKI E&M (THAILAND) CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由 …………… 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用する関連会社の数 …… 1社

会社の名称 …………… 天津椿本輸送機械有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な会社の名称 …………… TSUBAKI E&M (THAILAND) CO., LTD.

持分法を適用しない関連会社

主要な会社の名称 …………… 新興製機㈱

持分法の適用を除外した理由 …… 持分法非適用の非連結子会社および関連会社は当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法  
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却  
原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ …………… 時価法

##### ③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として先入先出法、個別法および移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しておりますが、一部の海外連結子会社では低価法により評価しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社および国内連結子会社は定率法、海外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社および国内連結子会社が所有しております建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～13年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金 …………… 国内連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金 …………… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生連結会計年度に全額費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）
- ② その他の工事  
工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 …………… 為替予約等取引および金利スワップ取引

- ヘッジ対象 …………… 外貨建取引、債券、社債および借入金利息
- ③ ヘッジ方針 …………… 為替変動および金利変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動または、キャッシュ・フロー変動の累計を比較することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等および特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。なお、金額が少額のものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法 …………… 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産および繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産および繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産(投資その他の資産)が26百万円増加し、利益剰余金が26百万円増加しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

## (表示方法の変更に関する注記)

### 連結貸借対照表

前連結会計年度において流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は1,183百万円であります。

### 連結損益計算書

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外費用の「固定資産除売却損」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他の営業外費用」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「固定資産除売却損」は104百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産	百万円
建物及び構築物	486
土地	1,242
合計	1,728
担保に係る債務	百万円
短期借入金	120
一年内返済予定の長期借入金	26
合計	146

2. 有形固定資産の減価償却累計額 141,539百万円

3. (1) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
椿本美芙蘭輸送機械(上海)有限公司	132百万円	借入金融機関に対する保証書の差入
従業員	37百万円	従業員住宅貸付金に対する借入金融機関への連帯保証(12名)
合計	169百万円	

(2) 受取手形割引高 15百万円

(3) 電子記録債権割引高 13百万円

4. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 …… 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価および第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 …… 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額) …… 12,000百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式

191,406,969株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,870	10.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	2,057	11.0	平成28年9月30日	平成28年12月8日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 2,431百万円   |
| ② 1株当たり配当額 | 13.0円      |
| ③ 配当の原資    | 利益剰余金      |
| ④ 基準日      | 平成29年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日    | 平成29年6月30日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券および投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。社債および借入金の用途は運転資金および設備投資資金であり、社債および一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は為替予約等取引および金利スワップ取引であり、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。



2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	26,332	26,332	—
(2) 受取手形及び売掛金	41,109		
(3) 電子記録債権	9,651		
貸倒引当金 (*2)	△344		
	50,416	50,416	—
(4) 有価証券および投資有価証券			
その他有価証券	30,522	30,522	—
(5) 支払手形及び買掛金	(24,811)	(24,811)	—
(6) 電子記録債務	(651)	(651)	—
(7) 短期借入金	(9,953)	(9,953)	—
(8) 社債	(10,000)	(10,099)	(99)
(9) 長期借入金 (*3)	(14,681)	(14,778)	(97)
(10) デリバティブ取引 (*4)	(296)	(296)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては ( ) で示しております。

(\*2) 受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(\*4) デリバティブ取引で生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象となっているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、為替予約等の振当処理によるものおよび金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金、買掛金、社債および長期借入金と一体として処理されているため、当該科目の時価に含めて表示しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,771百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	815円10銭
2. 1株当たり当期純利益金額	78円03銭

(重要な後発事象に関する注記)

株式交換による完全子会社化

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

名称：ツバキ山久チェーン株式会社（以下「ツバキ山久チェーン」といいます。）

事業の内容：各種チェーン、省力機器類、自動化装置の設計、製造・販売等

(2) 企業結合日

平成29年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式交換

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、経営環境の変化に機動的かつ柔軟に対応し、グループ経営の効率化を図るため、ツバキ山久チェーンを完全子会社化することといたしました。

株式交換の内容は、当社を株式交換完全親会社、ツバキ山久チェーンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）であり、平成29年2月7日に両社の間で締結した株式交換契約に基づき、平成29年4月1日を株式交換の効力発生日として本株式交換を実施いたしました。

なお、当社は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

本株式交換については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価およびその内訳

当社普通株式	2,058百万円
取得原価	2,058百万円

(2) 株式の種類別の交換比率およびその算定方法ならびに交付株式数

① 株式の種類別の交換比率

株式の種類：普通株式

ツバキ山久チェーンの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.796株を割当て交付いたしました。ただし、当社が保有するツバキ山久チェーンの普通株式1,285,200株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。

② 交換比率の算定方法

株式交換比率について、上場会社である当社の株式価値については市場株価平均法により、非上場会社であるツバキ山久チェーンの株式価値については、第三者算定機関であるMYKアドバイザリー株式会社に算定を依頼した結果、割引キャッシュ・フロー法（DCF法）による算定結果を基に当事者間における協議を行い、決定いたしました。

③ 交付株式数

2,217,700株

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

96百万円

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

### 2. デリバティブの評価基準および評価方法 … 時価法

### 3. たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

① 製品(仕入製品を除く)・仕掛品 … 移動平均法(チェーン事業部門および自動車部品事業部門、ただし、個別受注生産品を除く)および個別法(チェーン事業部門および自動車部品事業部門のうち個別受注生産品、マテハン事業部門)による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 製品(仕入製品)・原材料・貯蔵品 … 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 4. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 20～50年

機械及び装置 12年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (1) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- (2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生事業年度に全額費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 工事損失引当金 …………… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

## 7. 完成工事高および完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）
- ② その他の工事  
工事完成基準

## 8. ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ヘッジ手段 …………… 為替予約等取引および金利スワップ取引
  - ヘッジ対象 …………… 外貨建取引、社債および借入金利息
- ③ ヘッジ方針 …………… 為替変動および金利変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 …………… ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動または、キャッシュ・フロー変動の累計を比較することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等および特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理方法 …………… 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (会計方針の変更に関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産および繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産および繰延税金負債の額との差額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首において、繰延税金資産(投資その他の資産)が4百万円増加し、利益剰余金が4百万円増加しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は517百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 73,938 百万円

2. (1) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
椿本鏈条(天津)有限公司	1,503百万円	借入金融機関に対する保証書の差入
椿本鏈条(上海)有限公司	112百万円	借入金融機関に対する保証書の差入
従業員	27百万円	従業員住宅貸付金に対する借入金融機関への連帯保証(8名)

(2) 保証予約

被保証者	保証金額	被保証予約の内容
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	89百万円	短期および長期借入金に対する借入金融機関への連帯保証

3. 関係会社に対する短期金銭債権 14,378 百万円  
関係会社に対する短期金銭債務 8,841 百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 …… 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価および第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 …… 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額)… 12,000百万円



(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する売上高	32,727 百万円
2. 関係会社からの仕入高	10,724 百万円
3. 関係会社とのその他の営業取引高	1,591 百万円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	4,716 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数  
普通株式

4,345,450株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,249 百万円
関係会社出資金評価損	664 百万円
賞与引当金	532 百万円
未払事業税	94 百万円
たな卸資産評価損	77 百万円
投資有価証券評価損	157 百万円
その他	677 百万円

繰延税金資産 小計 4,453 百万円

評価性引当額 △1,221 百万円

繰延税金資産 合計 3,231 百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△3,828 百万円
その他有価証券評価差額金	△4,064 百万円
固定資産特別償却準備金	△32 百万円
その他	△26 百万円

繰延税金負債 合計 △7,951 百万円

繰延税金資産(負債)の純額 △4,720 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)ツバキE&M	所有直接100%	資金の借入	資金の借入(注1)	1,530	短期借入金	1,832
				配当金の受取(注2)	991	受取配当金	—
子会社	(株)椿本マシナリー	所有直接100%	当社製品の販売	資金の借入(注1)	1,919	短期借入金	1,811

取引条件、取引条件の決定方針および取引条件の変更

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎として合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 535円57銭
- 1株当たり当期純利益金額 46円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

株式交換による完全子会社化

当社は、経営環境の変化に機動的かつ柔軟に対応し、グループ経営の効率化を図るため、平成29年4月1日付でツバキ山久チェーンを完全子会社化することといたしました。

なお、詳細については、連結注記表に記載の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。